令和４年１月

学校長先生
ご担当先生

日本文教出版株式会社 編集部
TEL 03-3389-4615
FAX 03-3389-4395

令和３年度高等学校教科書の訂正に関するお知らせ

拝啓　平素より格別のご指導、ご高配を賜り、心よりお礼申しあげます。

現在ご使用いただいております弊社発行の高等学校教科書「社会と情報（社情 306）」につきまして、以下、訂正がございます。先生方、生徒、保護者の方々に大変ご迷惑をおかけいたします。深くお詫び申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、弊社ウェブサイト内（https://www.nichibun-g.co.jp/）におきましても訂正内容を掲載しております。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願い申しあげます。

敬具

高等学校「社会と情報（社情 306）」

頁・箇所	原文（誤）	訂正文（正）	理由
104 頁・下図	意匠権 美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを登録の日から最長 20 年間保護。	意匠権 美感・新規性・創作性のある物品の形状・模様・色彩に関するデザインを出願の日から 25 年間保護。	著作権法改正に伴う変更
107 頁・5～7 行目	物が公表されてから著作者の死後 50 年までが保護期間となっているが，無名や変名などで著作者が不明のときには，著作物の公表後 50 年となっている。	物が公表されてから著作者の死後 70 年までが保護期間となっているが，無名や変名などで著作者が不明のときには，著作物の公表後 70 年となっている。	著作権法改正に伴う変更
168 頁・左上	＜1970 年 5 月 6 日公布，2016 年 5 月 27 日改正（抜粋＞	＜1970 年 5 月 6 日公布，2020 年 6 月 12　日改正公布，2021 年 1 月 1 日施行（抜粋）＞	著作権法改正に伴う変更

168 頁・第三十条三	著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて，国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を，その事実を知りながら行う場合	著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて，国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を，特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合	著作権法改正に伴う変更
169 頁・第三十五条	学校その他の教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者は，その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には，必要と認められる限度において，公表された著作物を複製することができる。ただし，当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りではない。	学校その他の教育機関において教育を担任する者及び授業を受ける者は，その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には，必要と認められる限度において，公表された著作物を複製し，若しくは公衆送信を行い，又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし，当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製，公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りではない。	著作権法改正に伴う変更
169 頁・第四十七条の三	プログラムの著作物の複製物の所有者は，自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において，当該著作物の複製又は翻案をすることができる。ただし，当該利用に係る複製物の使用につき，第百十三条第二項の規定が適用される場合は，この限りではない。	プログラムの著作物の複製物の所有者は，自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において，当該著作物を複製することができる。ただし，当該実行に係る複製物の使用につき，第百十三条第五項の規定が適用される場合は，この限りではない。	著作権法改正に伴う変更
169 頁・第五十一条 2	著作権は，この節に別段の定めがある場合を除き，著作者の死後五十年を経過するまでの間，存続する。	著作権は，この節に別段の定めがある場合を除き，著作者の死後七十年を経過するまでの間，存続する。	著作権法改正に伴う変更
169 頁・第五十三条	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は，その著作物の公表後五十年（その著作物が創作後五十年以内に公表されな	法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は，その著作物の公表後七十年（その著作物が創作後七十年以内に公表されな	著作権法改正に伴う変更

	かつたときは，その創作後五十年）を経過するまでの間，存続する。	かつたときは，その創作後七十年）を経過するまでの間，存続する。	
169 頁・第百十三条	2　プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は，これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り，当該著作権を侵害する行為とみなす。 6　著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は，その著作者人格権を侵害する行為とみなす。	5　プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は，これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り，当該著作権を侵害する行為とみなす。 11　著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は，その著作者人格権を侵害する行為とみなす。	著作権法改正に伴う変更